

# 令和5年度「神戸海外観光ネットワーク拠点業務（インドネシア）」

## 仕様書

### 1. 業務の目的

神戸観光局（以下、当局）では、東南アジアにおいてはインドネシア（以下、現地）を重点国として、プロモーションを強化している。

当事業において受託者は、年間を通して、現地の訪日旅行動向に関する各種データやニーズ・トレンド等のマーケティング情報を収集するとともに、訪日旅行に関わる旅行会社やメディアとのネットワークを構築し、継続的なセールス及びプロモーション活動を行うことにより、神戸を含む旅行商品の造成及びメディア露出を促進し、神戸へのさらなるインバウンド誘客を図ることを目的とする。

### 2. 委託期間

契約締結日から2024年3月31日まで

※ 業務状況が良好でツアー造成やPR活動で成果を挙げている場合、初回契約締結時から3年間を上限に、随意にて契約の更新を行う。

### 3. 委託金額

#### ① 基本業務 委託料

1,600千円

円建て。本邦外にて行う業務のため不課税を想定、各種税が必要な場合には見積に含むこと。また、人件費、通信費、交通費、物品費等の活動にかかるすべての費用を含む。

※ 委託料については、契約締結後6ヶ月以内及び業務終了後の2回に分けて契約金額の半額ずつを支払う。

#### ② インセンティブ報酬

最大 400千円

※ 4.「業務内容」内の②「旅行会社に対する営業活動」に掲げる「シリーズツアー造成助成制度」の実績に基づき、上記の基本業務委託料の支払に合わせて支出を行う。

### 4. 業務内容

受託者は現地において、年間を通して以下の業務を実施する。

#### ① 情報収集業務

受託者は、当局が現地における訪日旅行マーケットの動向を的確に把握し、効果的にプロモーションを実施するために、以下の情報収集業務を行う。

- 訪日旅行に係るニーズ、トレンド、動向の調査・分析。
- 神戸の観光に係る露出状況の調査・分析。
- 訪日旅行に係る急激な情勢変化が生じた際の、迅速な情報収集及び分析、報告。

4. 得られた情報や傾向に基づいた施策提案。
5. 訪日旅行博や商談会等の開催状況のフォローと共有。

## ② 旅行会社に対する営業活動

受託者は、現地の旅行会社に対し、神戸を行程に含むツアーの造成を目的として、以下の営業活動を行う。

1. 旅行会社の訪日団体ツアー、及び神戸を含むツアーの造成状況の調査と把握
2. ツアー造成見込みが高い旅行会社の絞り込み、リストアップ（最低10社以上）
3. リストアップした旅行会社に対する定期的なアプローチ

当局と連携し、神戸の観光情報の提供など、神戸を含むツアー造成を目的とした働きかけを行うこと。メール、電話、対面など手段は問わない。受託者の強みやリソースを活かした効率的な方法を提案し、計画的に実施すること

4. 「シリーズツアー造成助成制度」を交えたアプローチ

特に造成に協力的で、継続的な取り組みの見込みがある旅行会社に対しては、以下の「シリーズツアー造成助成制度」を提案し、神戸での宿泊を含む募集型シリーズツアー(※)の造成を行う。受託者は、対象となり得る旅行会社の選定と、制度の提案、当局と対象旅行会社間の仲介・調整等を行うこと。制度の内容と付与条件は以下の通り。

※ シリーズツアー：同一行程で複数出発日が設定される企画ツアーの意。

### 【シリーズツアー造成助成制度について】

#### ・趣旨：

当局は、行程に神戸を多分に含む募集型シリーズツアーの造成販売を目的に、所定の条件を達成した現地の旅行会社に対して、助成金を支出する。

#### ・助成対象：

募集型シリーズツアーの訪日旅行を取り扱う現地の旅行会社。

#### ・適用上限：

2社/年間

#### ・助成額

旅行会社に対する助成額は、当局の予算に基づき別途定めるものとする。（400千円/社を想定）

#### ・条件：

当局との協議の上、当局が認める行程（神戸市内に2泊以上等）で、2024年3月31日までに8日程以上の出発日が設定されている募集型シリーズツアーを造成・販売し、うち5日程以上催行させること。なお、1日程ごとの最少催行人員は15名以上であること。

#### ・提案から適用のフロー：

受託者は情報収集の上、当制度の活用が見込まれる旅行会社を当局に提案し、当局の承認後、旅行会社に対し当制度の提案を行う。概要について旅行会社の同意を得次第、当局を交えて行程等について協議の場を設定する（オンライン・オフライン不問）。行程やその他の条件について、当局の及び旅行会社双方の合意後、旅行会社は当該シリーズツアーの企画・造成・販売を開始する。受託者はそれぞれの実施状況について、適宜確認を行うこと。条件達成の事実確認後、インセンティブ報酬が確定する。なお、旅行会社に対する助成金の支払いは当局が行う。

#### ・受託者のインセンティブ報酬：

1社達成あたり200千円（最大2社 400千円）

※ 条件やフロー等は、旅行会社のニーズや意見を踏まえて、一部変更となる場合もある。

### ③ メディアに対するPR活動

受託者は、現地のメディアに対し、神戸の観光情報について掲載・発信されることを目的に、以下のPR活動を実施する。なお、テレビ・雑誌・WEBなどのメディアの形式は不問で、神戸の観光情報を発信する上で効果的と考えられるメディアを選定しアプローチを行うこと。

1. メディアの訪日旅行や神戸観光に関する掲載状況の調査
2. PR活動の対象とする重点メディアの絞り込み（最低10社以上）
3. PR活動の実施

当局と連携し、神戸の観光情報の提供など、神戸の露出拡大を目的とした働きかけを行うこと。メール、電話、対面など手段は問わない。受託者の強みやリソースを活かした効率的な方法を提案し、計画的に実施すること。

4. PR活動の成果調査
5. 神戸の観光情報の掲載・取材等に興味のあるメディアの紹介

PR活動を実施する中で、掲載料を支出すれば効果的な情報発信が可能であるメディアや、招聘費を支出すれば神戸での取材ができるメディアなど、別途経費の支出が必要であるが、特に効果的な情報発信が期待できる案件があれば、適宜当局に紹介すること。当局で個別に精査の上、別途経費の支出も含め、実施を検討する。

### ④ 神戸観光局の事務所機能

1. 受託者は、現地の訪日マーケットや動向、プロモーション施策についての、当局からの質問や問い合わせに適宜回答し、必要であれば相談やコンサルティングに応じること。
2. 当局の職員が、現地での旅行博や商談会出展、セールスコールを行う際には、可能な限りサポートを行うこと。
3. 現地でのPR・営業活動や、旅行博出展の際に必要なパンフレットや資料について、当局から送付を行うものも含め、外寸3辺の合計が120cmの段ボール2箱程度を、現地にて保管できる場所を確保すること。受託者の事務所等で構わない。

※ コーディネート費用、出展料、ブース設置経費（装飾等含む）及び車両借上料、スタッフ派遣や通訳同行にかかる人件費等、追加で実費が必要となる場合は、当局と協議のうえ別途精算とすること。（見積りに含めない）

※ 事務所機能として、専用メールアドレスや電話番号等の設置は求めない。

## 5. 報告

受託者は、上述の業務内容についての進捗状況や、業務を通じて得られた情報等について、以下の方法で報告を行うこと。

### ① 定期報告（3回/年）

3か月に1回を目安に、定期報告会の開催、及び定期報告書の提出を行うこと。報告会の形式（オンライン・オフライン）、及び報告書の体裁は不問とするが、業務項目に合わせて、それぞれの進捗状況が端的にわかる内容とすること。

### ② ツアー造成インセンティブ報告（実施の場合のみ）

「ツアー造成インセンティブ制度を交えたアプローチ」により依頼を行ったシリーズツアーの造成状況、及び募集・催行状況について、設定された出発日のツアーを全て終了後、報告書にまとめ提出すること。報告書の提出をもって実績確認とする。

### ③ 年間報告（1回/年）

契約期間末に、年間の業務内容や成果をまとめた年間報告書を作成し提出すること。

※ 細かな確認事項・報告事項については、メールやチャット等で適宜速やかに連絡を行うこと。

## 6. 運用体制

業務実施に当たり受託者は、全体管理、旅行会社・メディアへのアプローチなど、業務内容に応じて、それぞれを確実に、かつ効果的に履行できる体制を設けることとする。

運用体制の構成要員には、受託者の社外の者（パートナー等）を含んでいても構わないが、プロジェクトの統括を行う者、事業の管理責任者は、受託者の社内の者とする。なお、プロジェクト発足時からの要員変更にあたっては、変更後の要員のスキルや経験が前任者と同等以上であることを担保すること。

日本時間で平日11:00～17:00の間には、当局とメールやチャット、電話など、何等かの方法でスムーズに連絡が取り合える状態とすること。なお、現地の祝休日、受託者の休業日はこれに含めない。

## 7. 業務実施にあたっての留意事項

- ・ 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施を行うために、定期的に当局と連絡調整を行うこと。
- ・ JNTO（日本政府観光局）現地事務所や現地関係機関と一定の連携を図り、業務にあたること。
- ・ 本契約業務によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。
- ・ この業務委託により生じた著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利含む）については、原則として委託者に帰属させるものとする。
- ・ 本業務に用いた資料及び計算根拠等は全て明確にしておき、当局からの要求があった場合は速やかに説明、報告できるようにしておくこと。
- ・ 本業務の実施にあたり必要な手続き及び届出等（事業者への情報取得等）は受託者において行うものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、双方で協議の上、処理すること。